

奈良市議会基本条例（案）〔作業部会案〕に対する各会派・無所属議員からの意見記入シート  
 <今後の特別委員会での協議予定：7月4日（水）・第1章、第2章～12章>

第8章 議員の政治倫理条例

<H24.7.4 現在>

条項	奈良市議会基本条例（案）〔作業部会案〕		会派名または無所属議員名：
8-1 議員の政治倫理条例	<p><u>A案</u>                      議員は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その信託にこたえるため、政治倫理の向上と確立に努めなければならない。                      2 議員の政治倫理に関しては、別に条例で定めるところによる。</p>		